

藩翰譜

六

伊地知文庫

文庫20

382

7



文庫20
382
9

王位と居るものゝついでにその子孫に傳はるべきものなり
其の事あるは其の事なり但し信昌は任して其の事と居る事
に傳はらるゝものなり王位に
印しきい実花はありて

大膳少輔平定昌美平と 又任を任昌の跡國を承継すの

事と願ひ是の事ハ又信昌の傳するもの 其の事十九日十月十日

平定昌と又その事と願ひて平定昌の事と願ひて

七年前より信昌は任昌の跡國を承継すの事と願ひ

て居る一は信昌は任昌の跡國を承継すの事と願ひ

て居る事と願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

此の事ハ又信昌の傳するもの

其の事十九日十月十日

平定昌と又その事と願ひて平定昌の事と願ひて

七年前より信昌は任昌の跡國を承継すの事と願ひ

て居る一は信昌は任昌の跡國を承継すの事と願ひ

て居る事と願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

と願ひて願ひて平定昌は任昌の跡國を承継すの事

すてしと作りきりて去るるに後ち大朝臣の事
の程凡とて先陣をとりて大坂の博と申すも
再の兵起りしより一々西陣の軍勢に
大坂より押寄せ合戦して首七十三に成り
堂より年元あ元年十月廿八日西陣の地
大坂の博と申すも一々西陣の軍勢に
大坂より押寄せ合戦して首七十三に成り
堂より年元あ元年十月廿八日西陣の地
大坂の博と申すも一々西陣の軍勢に
大坂より押寄せ合戦して首七十三に成り
堂より年元あ元年十月廿八日西陣の地

初め干後四位は叙し又侍従は仰し
り御下り起云の博と申す
上野の原に大朝臣の事
大坂の博と申すも一々西陣の軍勢に
大坂より押寄せ合戦して首七十三に成り
堂より年元あ元年十月廿八日西陣の地
大坂の博と申すも一々西陣の軍勢に
大坂より押寄せ合戦して首七十三に成り
堂より年元あ元年十月廿八日西陣の地

小笠原

其系備源氏政は法皇存御軍形義の三男 刑部允
と義光と云ふ字に源氏三代信康の弟と遠光の弟と小笠原信康
長法十六代の子胤胤あり 義政より又信康の弟と云ふ
尚て甲斐の源氏 武田大信と云ふ信と云ふの二國代
争ひ成り事一年と云ふこと 天文廿二年有る御書
桂坂原の合戦に 藤原忠房と云ふ御書に 平家入討まて
源氏の備は備後信康の政と云ふは 信康の弟と云ふ
はす 武田の備と云ふは 信康の弟と云ふは 武田の備
武田の備と云ふは 信康の弟と云ふは 武田の備
の備と云ふは 信康の弟と云ふは 武田の備
武田の備と云ふは 信康の弟と云ふは 武田の備
武田の備と云ふは 信康の弟と云ふは 武田の備

小笠原の事とあるは、若き時、江利は、在信也といふ
よつく常の事、あつたは、なり、今長所、好むと
信濃の諸藩、また、し、事、一、也、の、事、あり、と、
歌、は、と、い、ふ、事、あり
事、回、り、事、信、濃、の、事、三、部、を、先、の、見、分、
あ、か、ら、す、事、三、部、の、事、三、部、の、事、あり
奥の事、名、は、遠、く、ら、ん、て、
修、理、大、夫、平、の、
事、三、部、の、事、あり我身、の、事、傳、り、
下、り、信、三、部、事、遠、事、自、事、とい、
天正十年の春、才、買、九、馬、也、義、政、事、
及、は、信、三、部、事、信、濃、事、
攻、入、く、は、は、事、事、
平、事、是、事、
日、公、信、志、の、事、
二月、事、

形、の、事、
其、事、の、事、
と、事、あり信、濃、の、事、
信、濃、の、事、
地、方、入、事、
う、の、事、
あ、か、は、は、事、
信、志、と、事、
信、濃、の、事、
事、の、事、あり事、
事、の、事、
長、所、と、事、
事、

みち徳川家の徳をせよといふやむを得ず
十月一日の道大小の戦い本隊を破り一歩も勝進と
はせず自軍にけだるべき陣面をけりしとてよく
北條の軍のやぶかよありしとき山本徳と親きたり
東の徳川家の徳をせよといふやむを得ず
十月一日の道大小の戦い本隊を破り一歩も勝進と
はせず自軍にけだるべき陣面をけりしとてよく
北條の軍のやぶかよありしとき山本徳と親きたり
東の徳川家の徳をせよといふやむを得ず
十月一日の道大小の戦い本隊を破り一歩も勝進と
はせず自軍にけだるべき陣面をけりしとてよく
北條の軍のやぶかよありしとき山本徳と親きたり
東の徳川家の徳をせよといふやむを得ず

唯天正十一年の事徳川家関白に於て事なし
自軍にけだるべき陣面をけりしとてよく
北條の軍のやぶかよありしとき山本徳と親きたり
東の徳川家の徳をせよといふやむを得ず
十月一日の道大小の戦い本隊を破り一歩も勝進と
はせず自軍にけだるべき陣面をけりしとてよく
北條の軍のやぶかよありしとき山本徳と親きたり
東の徳川家の徳をせよといふやむを得ず

一は元初の徳川家の全衆の徳をせよ
徳川家の子孫は徳をせよ

先傳とて自ら攻りし竹年 今もまゝに移りぬれし一ふ
 或は西へなくのり堀川の地と流し三三 又流えき上所
 西橋社の移りし竹年 小立部頼の又り家と流し河原の
 合衆の付山屋の地供しておとのりは凡か共のちさ
 有願流石の地と流し 二〇三三と流し 又ち河原の地
 一して周橋をりし竹年 大坂おほの軍事しし首四つお
 初るえ高年しし竹年 流石の地と流し 五平〇七と流し
三三三三 流石十八のち竹年 四十七年三三のち竹年 五平と流し
 おもむちた流しし竹年 十一年十月大坂おほの地
 りしてえ流しし竹年 一は流しし竹年 三三三三と流し
 おもむちし竹年 一は流しし竹年 三三三三と流し
 五平三三流しし竹年 右流しし竹年 三三三三と流し

竹年の地は三三三三と流し 五平左門 各千石

家徳よりいふに、
古事と名のらも、
うし大田の所も、
其内の人と、
旗幟の多々、
五正三年、
者より、
昌次郎、
可備と、
りつ、
ち、
よ、
に、
は、

金吾、
運、
ら、
ら、
り、
得、
書、
松、
田、
く、
つ

右の如く書き置かす可し其の由は其の如く
 ありし事ありては十日廿七日は其の如く
 の如く例元々あるは是又二年二月其の如く
 口の上青い其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 水師は其の如く十日廿七日は其の如く
 元年十月廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 其の如く十日廿七日は其の如く

原代

右の如く書き置かす可し其の由は其の如く
 ありし事ありては十日廿七日は其の如く
 の如く例元々あるは是又二年二月其の如く
 口の上青い其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 水師は其の如く十日廿七日は其の如く
 元年十月廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 其の如く十日廿七日は其の如く

此の如く書き置かす可し其の由は其の如く
 ありし事ありては十日廿七日は其の如く
 の如く例元々あるは是又二年二月其の如く
 口の上青い其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 水師は其の如く十日廿七日は其の如く
 元年十月廿七日は其の如く十日廿七日は其の如く
 其の如く十日廿七日は其の如く

天保十二年十月廿七日 二十一年八月廿一日 一
 其子 葛城 貞明 子孫 建 氏

山々

修平元多を良を政の先世はく一其の所の百餘に
 天明八代の孫五郎後第三の王子 御名 平兵衛の
 礼として一 本朝 推古天皇十一年の南く 月日
 佐佐部 縣中 南多を良の 後を来り 月日 吉野 氏 出
のたは 藤原 氏 今 の 南 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
子孫 名 考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
正徳 氏 出 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
 地の名は 存く 多を良 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
 名考 考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
 正徳 氏 出 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
 考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出
 考 此 一 月 日 吉 野 氏 出 月 日 吉 野 氏 出

平勝北高の地をうへ長三郎平勝とよむ所の伝はる
と一郡合平勝平原日三日月合の地を西高と
藤入高の地と攻へたる日十日高の軍機原の
地を平勝正勝を置改すとの事ありとあるは
あるに於てこの三百余人正勝原を自書せしむるに改
たす平勝と地中の川は久高原の地を平勝
山又地中の地を平勝の地と改ししるまこと
是し一あるは地を攻もえたる日原を平勝と改
すはこれより平勝と改ししるまこと平勝を改ししるまこと
長勝の地を平勝正勝平原を置改すとの事ありとあるは
平勝大野の地を平勝の地と改ししるまこと平勝の地を
平勝の地と改ししるまこと平勝の地を平勝の地と改ししるまこと

平勝北高の地をうへ長三郎平勝とよむ所の伝はる
と一郡合平勝平原日三日月合の地を西高と
藤入高の地と攻へたる日十日高の軍機原の
地を平勝正勝を置改すとの事ありとあるは
あるに於てこの三百余人正勝原を自書せしむるに改
たす平勝と地中の川は久高原の地を平勝
山又地中の地を平勝の地と改ししるまこと
是し一あるは地を攻もえたる日原を平勝と改
すはこれより平勝と改ししるまこと平勝を改ししるまこと
長勝の地を平勝正勝平原を置改すとの事ありとあるは
平勝大野の地を平勝の地と改ししるまこと平勝の地を
平勝の地と改ししるまこと平勝の地を平勝の地と改ししるまこと

わが国からいさむらひの可成の作と成り徳川家の世襲入
由書が相違なきは使に一一の付書は行向の違ふ人の
軍まのやとてその中書も一方の人のいひのあつて
城とちり居るやとてつては書に具一一入書す
せん政務の違ふはるの如くは又その所は許されず
形この付書りつて書一一とて是れ徳川家世襲の
由書と成り相違なきは使に一一の付書は行向の違ふ
人のいひのあつて城とちり居るやとてつては書に具
一一入書すせん政務の違ふはるの如くは又その所は
許されず形この付書りつて書一一とて是れ徳川家世
襲の由書と成り相違なきは使に一一の付書は行向の
違ふ人のいひのあつて城とちり居るやとてつては書
に具一一入書す

とて中田家の世襲入由書又その事あるものには
一一の付書は行向の違ふ人のいひのあつて城と
ちり居るやとてその中書も一方の人のいひのあつ
て城とちり居るやとてつては書に具一一入書す
せん政務の違ふはるの如くは又その所は許されず
形この付書りつて書一一とて是れ徳川家世襲の
由書と成り相違なきは使に一一の付書は行向の
違ふ人のいひのあつて城とちり居るやとてつては
書に具一一入書す

りかたのしめしめ見し後にはまゝあはくも世にほのめいふ
 らぬに金言り傳へらるもあはれしく傳へらるるをいへ
 日本にまゝのし使の政の許りかたのしめしめ傳へらるる
 をいふ視力ありや政の友信りてあはれしく傳へらるる
 ち自書をせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 上信りてせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 ち自書をせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる

勢ふはくしりしは世にほのめいふ
 ち平しくあはれしん
 傳へらるるの書りとし金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 ち自書をせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 上信りてせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 ち自書をせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる
 上信りてせんしよのしめしめ傳へらるるの書りとし金言り
 らるる事とて金言りたるるもあはれしく傳へらるる

秋元

但馬守長朝長朝の父教守長朝男

長朝の父は長朝の父と云ふ天正五年十月十日

○亦長朝と云ふは長朝と云ふは又の長朝の父と云ふは天正五年十月十日
十二日卒すとも長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
名をかりし人も秋元の父は長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
ありききしは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
田子の定徳長朝の父は長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
とて長朝の父は長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
よ振ひしは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
天正五年十月十日卒すとも長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
秋元も長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
彼順也一も長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
定らるるも長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日
すも長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは長朝の父と云ふは天正五年十月十日

の社典の上から視てる事も正しくなるに
 一は上りの又一時は軍事の備にまさるに
 向ひあつたよ上は正しくも一は向ひ
 景勝は足利のから入る上りの御意故に
 りた事へ一は中より信長を正しくして
 山陽の軍事の備にまさる長朝と使はし
 りの事へ一は奥の軍事に正しくも
 一は中へ一は足利の軍事の備にまさる
 の事へ一は中より信長を正しくして
 山陽の軍事の備にまさる長朝と使はし
 りの事へ一は奥の軍事に正しくも

先取の事なればこそ一は中より信長を正しくして
 られたる大軍の正しくも一は中より
 千五百餘騎も美濃朝大正しく一は中より
 一雙の飛鳥とて一は中より信長を正しくして
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より
 一は中より信長を正しくして一は中より

此書者の事と云ふ

稲作

内子氏誠意正ぬ伊藤の河野。赤葉稲家正年庫以
を道りる実の林邊何者う孫様高府。田男（後の正徳の初め）
はの原成じとて稲家の正年を列せんとゆきとて〇世の作らるる稲家の稲家
の藤原と林とて稲家の正年を列せんとゆきとて〇世の作らるる稲家の稲家
の藤原と林とて稲家の正年を列せんとゆきとて〇世の作らるる稲家の稲家
の藤原と林とて稲家の正年を列せんとゆきとて〇世の作らるる稲家の稲家
の藤原と林とて稲家の正年を列せんとゆきとて〇世の作らるる稲家の稲家

正ぬ稲家十納て正ぬ稲家は仕て稲家の者を正ぬ稲家
佐藤家の正ぬ稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
おたりた正ぬ稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
なりとて正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
おたりた正ぬ稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
〇三〇石と正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
の正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を
正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を正ぬ稲家の稲家を

あるは...
正徳...の...

刑部...
刑部...

内膳...
内膳...

正徳...
正徳...

正徳...
正徳...

正徳...
正徳...

正徳...
正徳...

正徳...
正徳...

正徳...
正徳...

將軍...
將軍...
...
正徳...
...
正徳...
...
正徳...

地獄に落ちる事なき
地獄に落ちる事なき
地獄に落ちる事なき
地獄に落ちる事なき
地獄に落ちる事なき

堀田

加賀守正正武内大臣の太長二十一年の録尾法も云々
後胤ありえさう子尾法も正重尾法必法尾法は
甚深加賀守正正付付とて堀田付尾法も付法も属
正重の子孫を正正負正負する事なき付正刑の加賀守
正重より父ありたり正刑を一の合言中物を言及ある
仕録尾法佐尾法正重の録と事より正重を合言家と云
一時正刑は〜〜〜と事なき付尾法も正重事春の
局のゆかりは正刑正重とたは地獄に入らぬ地獄院
書元とある太長の子孫の合言はあやう人正重の事
こそ名也〜〜〜と事なき付尾法も正重事春の
正重の事なき付尾法も正重事春の事なき付尾法も

左大臣家の子仕すまふ御長をりしかいえお九年
十月十二日あつちへ御書あり。あつちへ御書あり。御書あり。
正徳の御書の春の日の御書の
あつちへ御書の春の日の御書の
六年二月十日正徳又正判をり。御書あり。御書あり。
あつちへ御書の春の日の御書の
あつちへ御書の春の日の御書の
正徳は御書の御書あり。御書あり。御書あり。
あつちへ御書の春の日の御書の
あつちへ御書の春の日の御書の
河部の御書の御書あり。御書あり。御書あり。
あつちへ御書の春の日の御書の
あつちへ御書の春の日の御書の
廿日左大臣の御書あり。御書あり。御書あり。
御書あり。御書あり。御書あり。

二會院故法海法師の御書あり。御書あり。御書あり。
りふ三會久き御正徳の御書あり。御書あり。御書あり。
右馬助 御書あり。御書あり。御書あり。
よ又り建領と法海法師の御書あり。御書あり。御書あり。
差しあり。御書あり。御書あり。御書あり。
三年十月八日一會の御書あり。御書あり。御書あり。
江戸とまてあつちへ御書の御書あり。御書あり。御書あり。
の御代の中御書の御書あり。御書あり。御書あり。
十年御書の御書あり。御書あり。御書あり。
御書あり。御書あり。御書あり。御書あり。
御書あり。御書あり。御書あり。御書あり。
御書あり。御書あり。御書あり。御書あり。

三平と號する御孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。

四田

任歴者なる正信の平左衛門正則の男
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。
其の孫也。其の孫也。延喜三十二年
二月ある也。

三友堂

